東広島市空家対策事業費補助金の概要（Ｒ４年度版）

【空家住宅等改修支援事業】

空き家を自ら居住する目的で空き家を改修する人に対して補助金を交付します。

補 助 金 額

対象経費の１／３又は上限５０万円

補助対象者

東広島市空き家バンク登録を利用するなどして空き家を購入又は賃借する人
※リフォームを実施した空き家に３年以上居住すること

対象エリア

市内全域

対 象 経 費

内外装、設備等の改修工事費、ＤＩＹリフォーム費用

本事業は
【フラット 35】地域連携型 と連携しています。
詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35HP をご確認ください。

【フラット35】の借入金利から 年▲0.25%

【空家住宅等家財撤去支援事業】

空き家に残置する家財道具等の処分をする人に対して補助金を交付します。

補 助 金 額

１軒あたり１０万円（ただし１００m^2超えの空き家は最大１５万円まで）

補助対象者

東広島市空き家バンクに登録された空き家の所有者又は当該空き家を自ら居住する目的で購入又は賃借する人

対象エリア

市内全域

対 象 経 費

家財の収集、運搬、処分に係る費用（仏壇処分経費含む。また、自ら収集又は運搬をする場合は、その人件費に相当するものを除く。）

【空き家に関すること】　東広島市都市部住宅課（西条栄町８番 29 号）
ＴＥＬ：０８２－４２０－０９４６

【移住・定住に関すること】　東広島定住サポートセンター（地域振興部地域づくり推進課内）
ＴＥＬ：０８２－４３７－３０２１

【その他空き家の相談窓口】　（公社）広島県宅地建物取引業協会（広島市中区昭和町 11-5）
ＴＥＬ：０８２－２４３－９５３０

【老朽危険空家住宅等解体除却事業】

空き家を解体・除却する人に対して補助金を交付します。

補 助 金 額

対象経費の１／３又は上限５０万円

補助対象者

空き家の所有者、法定相続人、所有者の同意を得た人

対象エリア

市内全域（空家等調査票における不良度判定基準１００点以上の空き家）

対 象 経 費

解体・除却工事費、処分手数料

【空家等再生・活用支援事業　空家等解体事業／（国庫補助金対象）】

地域活性化に資するために空き家を再生・除却をする人に対して補助金を交付します。

補 助 金 額

空き家再生・活用支援事業　対象経費の２／３又は上限３００万円
空き家解体・跡地支援事業　対象経費の１／３又は上限５０万円
（ただし、国及び市予算の範囲内で採択を受けた経費内とする）

補助対象者

事業実施者　※地域コミュニティ維持に資する用途へ 10 年以上活用すること

対象エリア

市内全域

対 象 経 費

空き家の移転、増築、改築、取得に要する経費等
空き家の解体・除却、処分手数料に要する経費に要する経費等

【空家住宅等登記支援事業】

空き家の相続登記等をする人に対して補助金を交付します。

補 助 金 額

対象経費の１／３又は上限１０万円

補助対象者

利活用のマッチングが成立した空き家に係る所有者又は取得予定者

対象エリア

市内全域（平成３０年４月１日以前に相続登記をしていない又は未登記のもの）

対 象 経 費

専門家への委託料、登録免許税、申請に必要となる事務経費等